四　法第五条第四項第三号又は第十五号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類

五　［略］

六　法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号イに規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イ及び第二十九条において同じ。）及び準地方活力向上地域（法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イにおいて同じ。）又はそのいずれか一の地域のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

七　法第五条第四項第七号の事項を記載している場合には、同号に規定する商店街活性化促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

八　法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第八号に規定する集落生活圏（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第八号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

四　法第五条第四項第三号又は第十三号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類

五　［同上］

六　法第五条第四項第五号の事項を記載している場合には、地方活力向上地域（同号に規定する地方活力向上地域をいう。次条第一項第七号イ及び第二十九条において同じ。）のおおむねの区域を表示した地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした概況図

［号を加える。］

七　法第五条第四項第六号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第六号に規定する集落生活圏（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）のおおむねの区域及び同号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図並びに当該事業のおおむねの区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第六号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

九　法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

十　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第十一号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二　法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三　法第五条第四項第十四号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

［十四～十六　略］

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

［一・二　略］

三　次条第一項第十七号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十五号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第一項第十七号において同じ。）の所在を表示した図面

八　法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

九　削除

十　法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ　法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ　法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一　法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

［十四～十六　同上］

2　別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

［一・二　同上］

三　次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十三号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第一項第十六号において同じ。）の所在を表示した図面